

# 1 県民経済計算の概要

## 1. 県民経済計算の目的

県民経済計算は、県民経済の循環と構造を生産、分配、支出の三面にわたり記録することにより県民経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な県経済指標として政策運営に資するとともに、家計・企業の意思決定の基礎を提供することを主な目的とする。併せて国民経済における各県民経済の位置を明らかにするとともに、各県民経済相互間の比較などによる国民経済の地域的分析を可能とするものである。

## 2. 県民経済計算の基準

県民経済計算は、「2008年国民経済計算体系」に基づいて内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式（2015年（平成27年）基準版）」（[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kenmin/files/contents/sakusei.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/sakusei.html)）に準拠して、推計したものである。具体的な推計方法は、原則として同研究所「県民経済計算推計方法ガイドライン（2015年（平成27年）基準版）」（同URL）に拠る。

## 3. 国民経済計算と県民経済計算

### （1）国民経済計算の主な変遷

国民経済計算「A System of National Accounts」（以下、「SNA」という。）は、国内総生産、国民所得等の経済統計を国際的に比較することができる、マクロ経済の包括的で整合性のある加工統計である。

国際連合は国際比較が可能な経済統計を整備するため、1953（昭和28）年から国民経済計算の国際基準を提示して加盟国に採用するよう働きかけてきた。

我が国では、国連で採択された「1968SNA」を1978（昭和53）年に採用した後、20年以上にわたって同基準に準拠して国民経済計算を推計してきたが、経済社会の環境変化等を踏まえた国際基準の改定に伴い、我が国も下表のとおり対応して国際基準との整合性を確保している。

直近では、経済・金融環境の変化を踏まえ、2009（平成21）年に国連で「2008SNA」が採択されたことを受け、2016（平成28）年から「2008SNA」に移行している。

国際基準	主な内容	日本の対応時期
1953SNA	経済のフロー面のみを捉える「国民所得勘定」の整備	1966（昭和41）年
1968SNA	フロー面に加え、ストック面を捉えるよう拡張 国民所得勘定、産業連関表、国際収支表、資金循環表、貸借対照表を包含する体系へ	1978（昭和53）年
1993SNA	部門別の勘定の詳細化、無形固定資産（ソフトウェア等）、社会資本減耗、GNI（国民総所得）の導入等	2000（平成12）年 (一部2005年、2011年)
2008SNA	知的財産生産物の導入（研究開発(R&D)の投資計上）、金融資産の多様化等	2016（平成28）年

（参考：国民経済計算（GDP統計）に関するQ&A 平成29年1月6日版 内閣府経済社会総合研究所）

※ 2008SNAの詳細については「平成27年度国民経済計算年次推計」に係る利用上の注意について等を参照してください。

（[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h27/sankou/materials\\_j.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h27/sankou/materials_j.html)）

## (2) 県民経済計算の主な変遷

本県では、従来から行っていた県民所得推計と国民経済計算との整合性を確保するため、段階的に「1968SNA」への移行作業が進められ、昭和 52 年度推計で概念調整方式に、昭和 55 年度推計で県民経済計算標準方式に移行した。

その後、国による「1993SNA」への移行に伴い、本県でも平成 12 年度県民経済計算から「1993 SNA」に移行し、併せて平成 7 年基準改定を実施した。

国民経済計算及び県民経済計算は、概ね 5 年毎に基準改定を行うこととされていることから、国の基準改定に併せて、平成 16 年度県民経済計算から平成 12 年基準へ、平成 22 年度県民経済計算から平成 17 年基準へ移行した。

平成 27 年度国民経済計算年次推計から「2008SNA」への対応を含む平成 23 年基準に準拠した計数が公表されたことを受け、本県でも国民経済計算との整合性を確保するため、平成 27 年度県民経済計算から「2008SNA（平成 23 年基準）」へ移行した。令和元年度県民経済計算からは、「中央政府等の扱い変更」((注)参照)を含む平成 27 年基準に準拠して推計を行っている。

(注)08SNA の準地域概念を導入した。一般政府を「中央政府等」（中央政府及び全国単位の社会保障基金ならびにそれらの地域事業所）と「地方政府等」（地方政府及び地方単位の社会保障基金）に分け、中央政府等はどの地域にも属さない域外（準地域）に位置するとの扱いに変更。

## 4. 県民経済計算の諸概念

### (1) 県内概念と県民概念

県経済を把握する上で県内概念（属地主義）と県民概念（属人主義）とがある。県内概念とは、県という行政区域内での経済活動を、それに携わった者の居住地に関わりなく把握するものである。一方、県民概念とは、県内居住者の経済活動を地域に関わりなく把握するものである。

なお、この場合の「居住者」とは、個人のみではなく法人企業・政府機関（地方政府等）など経済主体全般をさす。

県民経済計算では、生産は県内概念で、分配は県民概念で捉えている。支出は総体としては県内概念であるが、民間最終消費支出および移出入等は県民概念、地方政府等最終消費支出、総固定資本形成は県内概念で捉えている。

### (2) 総(グロス)と純(ネット)

建物・機械設備などの固定資産は、生産の過程において物的劣化や陳腐化に加え、予見される減失、通常生じる程度の自己による損害等により年々減耗するが、その減耗分を評価し、将来の代替のために費用として計上したものを「固定資本減耗」という。

これを含んだ形で付加価値を評価するものを「総（グロス）生産」といい、含まないものを「純（ネット）生産」という。したがって、生産系列において次の関係が成り立つ。

$$\text{県内総生産} = \text{県内純生産（市場価格表示）} + \text{固定資本減耗}$$

### (3) 要素費用表示と市場価格表示と第1次所得バランス

要素費用表示は、生産主体が土地・労働・資本などの生産要素に対して支払う費用で県経済を把握する。これに対し市場価格表示は、最終購入者が最終生産物の市場取引に対して支払う売買価格で把握するもので、要素費用表示よりも生産・輸入品に課される税分だけ高められ、補助金分だけ低められる。したがって、県民所得の場合には次の関係が成り立つ。

$$\text{要素費用表示の県民所得} + \text{生産・輸入品に課される税一補助金} = \text{市場価格表示の県民所得}$$

ただし、平成 27 年基準以降は市場価格表示の県民所得という計数は補足せず、「一次所得バランスの県民所得」という計数を補足することとなった。これは、中央政府等は制度部門とし

では域外（準地域）に属し、中央政府等の財産所得の受払、生産・輸入品に課される税の受取、補助金の支払は準地域で行われるため、市場価格とは概念を異にしたことによる。

#### (4)名目値と実質値

県民経済計算は、その評価基準として当該年度の貨幣尺度（時価）を採用している。このため各年次の計数には物量的な増加分のみでなく、物価上昇から生じた見かけ上の増加分も含まれる。このような名目値では経済の実質的（物量的）な発展や成長がつかめないので、物価変動分を除去した実質値の作成を行う。

「経済活動別県内総生産(生産側、支出側)」の名目値を連鎖方式によって実質化している。

#### (5)在庫品評価調整

県民経済計算では発生主義の原則がとられており、在庫変動は、当該商品の在庫増減時点の価額で評価すべきものとされている。しかし、入手可能な在庫関係のデータは企業会計に基づいており、先入先出法等、企業会計上認められている様々な在庫評価方法で評価されている。

したがって、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には、期首と期末の評価額の差分（一種の評価損益）も含まれている。この評価額の差分を除くための調整が在庫品評価調整である。

#### (6)二重雇用調整(雇用者数)

県民経済計算では、副業を行っている者、あるいは複数の事業所で雇用されている者は、各経済活動で1人として数えるが、推計の基礎資料である「国勢調査」は1人を1つの就業に限って計上している。そのため、推計においては「国勢調査」をベースに作成する産業別雇用者数に二重雇用比率（1+本業以外の雇用者数/本業の雇用者数）を乗じて二重雇用調整を行い、経済計算の概念に合わせている。

#### (7)経済活動別分類と制度部門別分類

「経済活動別分類」は、財貨・サービスの生産について意思決定を行う主体の分類である。

これは、生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所が基本単位となっている。

なお、平成23年基準（「2008SNA」準拠）から、国際標準産業分類（ISIC Rev. 4）と可能な限り整合的なものとなるよう設定されている。

「制度部門別分類」は、所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類で①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の5つに大別される。

平成27年基準の準地域概念の導入により③一般政府に含まれていた中央政府等（中央政府及び中央政府により設定、管理されている全国社会保障基金の地方事業所）は、中央政府等の部局が地理的に分散していても、中央政府という制度単位の一部であり、地方事業所自体を制度単位とはみなすことは出来ないが、生産単位ではあると整理された。

よって県内制度部門においては「③一般政府（地方政府等）」のみが成立することとなる。

二つの分類を図で示すと次頁のとおりとなる。

## < 経済活動別分類（大分類）>

平成27年基準

- 1 農林水産業
- 2 鉱業
- 3 製造業
- 4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
- 5 建設業
- 6 卸売・小売業
- 7 運輸・郵便業
- 8 宿泊・飲食サービス業
- 9 情報通信業
- 10 金融・保険業
- 11 不動産業
- 12 専門・科学技術、業務支援サービス業
- 13 公務
- 14 教育
- 15 保健衛生・社会事業
- 16 その他のサービス

(再掲)

### 市場生産者

#### 一般政府

(政府) 下水道、(政府) 廃棄物処理、  
(政府) 水運施設管理、(政府) 航空施設管理(国公営)、  
(政府) 公務、(政府) 教育、(政府) 社会教育、  
(政府) 学術研究、(政府) 保健衛生、社会福祉

#### 対家計民間非営利団体

(非営利) 教育、(非営利) 社会教育、  
(非営利) 自然・人文科学研究機関、  
(非営利) 社会福祉、(非営利) その他

## < 制度部門別分類 >

① 非 金 融 法 人 企 業 └ 民間企業

└ 公的企業(県市町村水道事業、地方公社等)

② 金 融 機 関 └ 民間金融機関

└ 公的金融機関(政府金融機関等)

③ 一 般 政 府

└ 地方政府等 (域内) └ 地方政府(県市町村の普通会計、特別会計等)

└ 地方社会保障基金(国民健康保険事業等)

└ 中央政府等 (準地域) └ 中央政府(国の出先機関の普通会計、特別会計等)

└ 全国社会保障基金(国家公務員共済等)

④ 家計(個人企業を含む)

⑤ 対家計民間非営利団体

※ ④ 家計(個人企業を含む)のうち帰属家賃は不動産業に対応し、個人企業はそれぞれが属する産業に対応する。